

○ 労働金庫法施行規則第九十条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者等（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第十七号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（預金の受払事務の委託等） 第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十条第一号イに規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。 一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいい、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。） 〔二・三 略〕	（預金の受払事務の委託等） 第一条 「同上」 一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいい、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。） 〔二・三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。